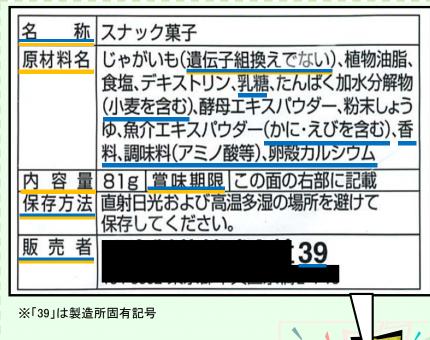
食品衛生法 JAS法 健康増進法 【目的】 【目的】 【目的】 〇農林物資の品質の改善 〇飲食に起因する衛生上 ○栄養の改善その他の国 民の健康の増進を図る の危害発生を防止 〇品質に関する適正な表 示により消費者の選択に 資する ○栄養表示基準の策定 ○販売の用に供する食品 ○製造業者が守るべき表 表示関 等に関 する表示につい 示基準の策定 及び当該基準の遵守 ての基準の策定及び当 (第19条の13) (第31条、第31条の2) ○品質に関する表示の基 該基準の遵守(第19条) 係 進の遵守 (第19条の13の2) 等 〇基本方針の策定 〇食品、添加物、容器包装等 〇日本農林規格の制定 表示 〇国民健康・栄養調査の実施 の規格基準の策定 〇日本農林規格による格付 〇受動喫煙の防止 〇規格基準に適合しない食品 筀 関 〇特別用途食品に係る許可 等の販売禁止 〇都道府県知事による営業の 係 許可 以 JAS法 食品衛生法 品質 食品安全の確保 名称 原材料名 添加物 賞味•消費期限 内容量 アレルギー 保存方法 原産地 遺伝子組換え 等 等 製造者名等 健康增進法 (栄養表示) 等

(現行法令に基づく表示例)





※栄養表示は任意

食品衛生法に基づく表示事項JAS法に基づく表示事項食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項健康増進法に基づく表示事項

資料2-